

2023年度同志社大学大学院司法研究科

後期日程入学試験問題解説

行政法

【出題意図】

本問は、行政法総論の重要論点である「行政行為の無効」に関する問題である。素材としたのは、行政行為の無効に関する基本判例である最判昭和48年4月26日民集27巻3号629頁（以下「昭和48年最判」という。）であり、本問は同判例の正確な理解を問うものである。

【採点のポイント】

問（1）は、行政行為の無効に関する判例の立場と考えられる「重大明白説」について理解できているかを問う問題である。重大明白説の意味を正確に理解した上で、本件処分の瑕疵が処分時において外形上一見明白であったとはいえないという具体的事実に着目し、重大明白説をとる場合には本件処分は無効とはいえないとの結論を導くことができるかを問うている。

問（2）は、重大明白説に対して例外的な判断を示した昭和48年最判についての正確な理解を問う問題である。昭和48年最判は、①「課税処分の根幹についての」瑕疵について、②被課税者に「なんら責むべき事情」がなく「処分による不利益を甘受させることが、著しく不当と認められるような例外的な事情のある場合には」、③「一般に、課税処分が……第三者の保護を考慮する必要のないこと等を勘案」して、「当該処分を当然無効ならしめる」との判断を示している。

このような昭和48年最判の正確な理解に基づいて、本問の具体的事実にそくして①本件処分の瑕疵が「課税処分の根幹についての」内容上の過誤であること、②本件処分の瑕疵について被課税者に「なんら責むべき事情のない」ことを指摘し、あわせて③課税処分については第三者の保護を考慮する必要のないことに言及して本件処分が無効であるとの結論を導くことができるかを問うている。

【講評】

今回も受験者全体の成績が大きく2つに分かれた。

一方では、行政行為の無効とは異なる論点について長々と検討していたり、出題範囲外である行政事件訴訟法36条について論じる答案が多かった。行政行為の無効は行政法総論の基本的な論点であり、重大明白説についても行政法入門書の行政法総論の部分で必ず強調されているほか、大学の法学部における行政法総論の授業でも重点的に扱われていると思われる。行政手続や行政裁量など他の論点と比べて、この論点についての

学習が極めて不十分であることが窺われることから、重大明白説に言及することすらできなかつた受験者は、簡単に目を通すだけでも良いので、もう一度行政法入門書で行政行為の無効について確認しておいて欲しい。

他方、行政法総論の最重要判例の一つである昭和 48 年最判について正確に理解している優れた答案も少数ながら存在した。

しかし、昭和 48 年最判について正確に理解していない答案が多かつたことから、それらの答案においてみられた典型的な誤解について以下説明する。

第 1 に、昭和 48 年最判は、③第三者の保護を考慮する必要のないことから、課税処分について明白性要件は不要であると一般的に述べた判決ではない。同じく課税処分の無効が争点となつた最判平成 16 年 7 月 13 日判時 1874 号 58 頁は、重大明白説を維持した上で、同事案においては昭和 48 年最判における②のような例外的な事情が存在しないことから課税処分の無効を否定している。

第 2 に、問（2）において、税務署長が調査を尽くしていれば本件処分はなされなかつたので処分は無効であるとする答案が散見された。課税処分の無効につき、最判昭和 36 年 3 月 7 日民集 15 卷 3 号 381 頁は、「瑕疵が明白であるかどうかは、処分の外形上、客観的に、誤認が一見看取し得るものであるかどうかにより決すべきものであつて、行政庁が怠慢により調査すべき資料を見落としたかどうかは、処分に外形上客観的に明白な瑕疵があるかどうかの判定に直接関係を有するものではな」と判示しており、基本的な判例理解の誤りである。

第 3 に、被課税者の受ける不利益が重大であるから、「重大な瑕疵」にあたるとする答案がみられた。瑕疵が重大であるとは、処分の相手方の不利益の大きさによって判断するのではなく、あくまでも①「課税処分の根幹についての」内容上の過誤であるか否かといった過誤の程度に即して判断されるものである。処分の相手方の事情はむしろ②「処分による不利益を甘受させることが、著しく不当」であるか否かの判断において考慮されうる。

以上のように、行政行為の無効について正確に理解することは必ずしも容易ではないが、行政法総論の重要論点であり、本問をきっかけにしっかりと勉強し直して欲しい。